

栗島浦村における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成 28 年 1 月 1 日策定

1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

栗島浦村（以下「村」という。）では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「栗島浦村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年条例第54号。以下「番号条例」という。）に定められた事務に限り、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び栗島浦村個人情報保護条例（平成17年9月29日条例第11号。以下「個人情報保護条例」という。）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規定、取扱規定等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2. 特定個人情報等の保護方針

村では特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

① 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 行政機関個人情報保護法
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第84号総務省行政管理局長通知）
- ・ 個人情報保護条例
- ・ 栗島浦村個人情報保護条例施行規則（平成27年10月1日規則第7号）
- ・ 栗島浦村電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する規則（平成16年4月1日規則第2号）

(安全管理措置)

- ② 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

- ③ 特定個人情報等は、番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管および提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

- ④ 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき村が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

- ⑤ 特定個人情報等の保護に関する取扱規定等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 問合せ先（開示請求・苦情相談等を含む。）

総務課 電話 0254-55-2111